四十四　自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「231,816円」とあるのは、「102,527円」と読み替えるものとする。

次によつて算定した額の合算額とする。

四十五　地域材利用促進対策に要する経費があること。

一　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

二　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

四十六　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体である市町村又は平成二十八年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び同条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ平成二十七年度の財政力指数が〇・五以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

A　年利率が3％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

四十七　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十五　自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「196,243円」とあるのは、「72,892円」と読み替えるものとする。

次によつて算定した額の合算額とする。

四十六　地域材利用促進対策に要する経費があること。

一　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

二　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

四十七　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体である市町村又は平成二十七年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び同条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ平成二十六年度の財政力指数が〇・四九以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

A　年利率が3％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

四十八　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。